政　令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百六十九号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年十月十六日とする。

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

租税特別措置法施行令及び物資の流通の効率化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百七十号

租税特別措置法施行令及び物資の流通の効率化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十五号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の四中「第二条第九号」を「第二条第十号」に改める。

（物資の流通の効率化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項ただし書中「第二条第十二号」を「第二条第十五号」に改める。

附　則

この政令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十月十六日）から施行する。

財務大臣　片山さつき
国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百七十一号

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）附則第一条第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

医療法等の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定（同法第二条中医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の十二の次に一条を加える改正規定並びに同法第七条第一項、第十七条、第十八条及び第二十九条第一項第三号の改正規定を除く。）の施行期日は、令和九年四月一日とする。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百七十二号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第二十二条第一項第四号並びに第九項及び第十一項（これらの規定を同法附則第二十三条第二項において準用する場合を含む。）、第二十三条第二項、第二十四条第一項第四号及び第十項（同法附則第二十五条第二項において準用する場合を含む。）並びに第二十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（令和七年改正法附則第二十二条第一項第四号の政令で定める適用事業所等）

第一条　社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（以下「令和七年改正法」という。）附則第二十二条第一項第四号に規定する政令で定める適用事業所は次の各号に掲げる事業所（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六条第一項に規定する事業所をいう。以下この条、第四条、第六条及び第七条において同じ。）とし、令和七年改正法附則第二十二条第一項第四号に規定する政令で定める日はこれらの事業所の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一　令和九年十月一日から令和十七年九月三十日までの間に厚生年金保険法第六条第三項（令和七年改正法附則第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により適用事業所（令和七年改正法附則第二十二条第一項に規定する適用事業所をいう。以下この条及び第六条から第八条までにおいて同じ。）となった事業所であって、当該適用事業所となった日において特定適用事業所（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号。以下「平成二十四年機能強化法」という。）附則第十七条第十二項に規定する特定適用事業所をいう。第六条及び第七条第二号において同じ。）となったもの（令和七年改正法附則第二十二条第一項第一号から第三号までに掲げる適用事業所を除く。）当該適用事業所となった日

二　その他厚生労働省令で定める事業所　厚生労働省令で定める日